

運動部活動における体罰防止に向けた方策に関する一考察

A study of the plan for prevention of corporal punishment in athletic club

1K10C285-5 富永 圭太

主査 吉永武史 先生

副査 杉山千鶴 先生

【問題の所在】

運動部活動（以下、「部活動」と略す）は日本の学校教育で重要な役割を担ってきた。日本の各競技のプロスポーツ選手のほとんどは、この学校教育の部活動で専門種目を学び、汗を流し、夢を叶えてきただろう。

近年、部活動での体罰事件をよく耳にする。2012（平成24）年2月に大阪府桜宮高等学校（以下、「桜宮高校」と略す）で、バスケットボール部の顧問の体罰が一つの要因となり一人の生徒が命を落とした。この事件を皮切りに日本中の部活動での教師による体罰が問題視されるようになった。日本の教育は今こそ変革の時であり、明るい未来のために動き出さなければならないだろう。

筆者も部活動で体罰を受けた経験がある。体罰を受けた当時は肯定的に受け止めていたが、桜宮高校の体罰問題が浮上してから体罰はあってはならないことと考え直した。筆者は教員志望である。この体罰問題について深く検討し、将来の教員生活に役立ててきたい。

【研究の目的】

本研究では、部活動内で教師によって行われる体罰について検討する。具体的には、部活動における体罰の実態を把握し、「学校」「教師」「外部指導者」が抱えている問題を挙げ、それぞれの問題を解決するための方策を検討し、今後の部活動における体罰根絶に向けて提言を行う。

【研究の方法】

本研究では、部活動の変遷や体罰の問題を取り扱っている文献資料に基づいた理論研究で進めていく。また、各都道府県の教育委員会や諸外国の体罰防止に向けた方策に関する資料についても参考にする。

まず第1章では、部活における体罰の実態について検討していく。具体的には、戦後の部活動の変遷や部活動内で発生した体罰事例について述べていく。続く第2章では、部活動における体罰問題について検討していく。具体的には、「学校」「教師」「外部指導者」が抱える問題点について述べていく。そして第3章では、部活動における体罰防止に向けた方策について検討していく。具体的には、管理主義教育を排除した部活動や、勝利至上主義ではない部活動について述べていく。

【研究のまとめ】

第1章では、戦後の部活動の変遷から1980年代から生徒の非行防止のため生徒を部活動に半ば強制的に参加させていたことを明らかにした。また、生徒を管理することで、教師による体罰が行われる可能性が生じることも分かった。そこで、体罰と懲戒の区別について整理をした。さらに、桜宮高校以外の部活動での体罰事例も挙げ、1879（明治12）年の教育令より始まった体罰禁止の制度であったが、約130年経った今でも体罰が行われていることが確認された。

第2章では、「学校」「教師」「指導者」の観点から部活動における体罰の問題点を挙げた。「学校」の観点では、管理主義に関する問題が挙げられた。体罰を行う教師は、管理主義の中に生徒をおき、生徒の個性を見ようとせず教師の考えを押し付ける傾向にあった。「教師」の観点では、教師の労働環境の問題が挙げられた。教師は、専門性のない種目の部活動の顧問を任されたり、休日でも部活動に拘束されることからストレスが溜まり、精神的にも追い込まれ生徒指導を行う際に体罰を行ってしまっていた。最後の「指導者」の観点では、勝利至上主義の問題が挙げられた。試合に勝つ手段として生徒を利用し、その過程で厳しい指導を行い、その中で体罰を行っていた。

第3章では、第2章で挙げた問題の解決策を検討した。管理主義問題の解決策として、児童生徒理解による信頼関係の構築（神戸市教育委員会、2013、p.6）を挙げた。児童生徒の生活背景や家庭環境などを把握し、積極的にコミュニケーションをとることによって、児童生徒と共に良い部活動運営を行うことが必要である。教師の労働環境についての解決策では、部活動を運営するために資格制を導入し、大学の教員養成段階からカリキュラムを組み込むべきであると考えた。最後の勝利至上主義の問題に対する解決策には、部活動の意義の再確認が挙げられた。部活動は優秀な成績を収めるだけでなく、生徒の健全育成を目標にするべきである。また、諸外国の体罰防止の取り組みでは、韓国やヨーロッパ諸国でも、法律により体罰が禁止されていることが明らかになった。

結章では、本研究のまとめと今後の課題を述べた。体罰は学校教育法第11条で禁止されており、いかなるときでも絶対に行ってはいけない。これからは学校教育で体罰が根絶することを筆者は強く願う。